

令和元年 八潮市農業委員会 7月総会 議事録

- 1 開催日 令和元年7月25日(木)
- 2 開催時間 午後3時45分から
- 3 会場 市役所第二会議室
- 4 出席委員 14名
会長 1番 大塚 一宏
会長職務代理者 2番 小早川喜一
委員 3番 恩田 政幸 9番 齋藤 富子
4番 豊田 幸司 10番 星野 仁
5番 大野ヒロ子 11番 福岡 達則
6番 横山 正和 12番 小倉 雅樹
7番 渋谷 稔 13番 飯山 敏行
8番 荻野 恭子 14番 新井 孝美
- 5 欠席委員 1名
15番 臼倉 正浩
- 6 議事日程
第1 会長挨拶
第2 議事録署名人の選任
第3 書記任命
第4 議 事
議案第14号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(回答)
- 7 転用等届出受理報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出取下げの件
報告第5号 農地転用許可後の工事完了届について
- 8 その他
- 9 農業委員会事務局職員
局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂
主任 後藤 涼子

開会 午後 3時45分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会7月総会を開催いたします。

定足数についてでございますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者数は14名でございます。定足数に達しており、本日の委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、15番委員の臼倉正浩委員につきましては、欠席の連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、7月総会に出席いただきまして、ありがとうございます。

昨日あたりから大分気温が上がりまして、今日は大変暑くて体がおかしくなりそうです。西日本では梅雨明けして、関東も続いて明けるのかと思ったら、台風でまた土曜日、日曜日頃雨がいっぱい降る予報で、今年は梅雨が長くて作物にも大分影響があったみたいで、うちのほうの枝豆は、湿気負けで葉っぱが黄色くなっているところが多くなってきました。稲も、私、午前中追肥したんですが、肥料を入れるか難しくて考えちゃうような状況で、皆さんも、影響があって大変だと思います。また、明日、八潮夜市があり、関係者の皆さんは大変でしょうけれども頑張ってください。

本日の総会も、最後までご協力よろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

続きまして、本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、また、乱丁等がある場合には、恐れ入りますが手を挙げてお知らせ願えればと思います。

①八潮市農業委員会7月総会次第

A4横

- ②生産緑地地区の追加指定に伴う確認について (資料 - 1)
- ③特定生産緑地指定申請手続きに関する説明会のご案内 (資料 - 1 - 2)
- ④令和元年度農家経営及び農地利用状況に関する調査について (調査票等 1 式) (資料 - 2)
- ⑤平成30年度県農地利用最適化活動活性化研修会 (農業委員・農地利用最適化推進委員研修会) の開催について (資料 - 3)
- ⑥八潮市農産物放射能濃度測定結果 (7月分) (資料 - 4)
- ⑦第8回八潮の夏だ! 夜市だ! 盆踊り大会だ! (チラシ)
- ⑧守秘義務の徹底について (依頼) (資料 - 5)
- ⑨2019年度農業委員会業務必携

こちらは、最新版の業務必携になります。委員の皆様が農業委員会の活動を効率的に実施していくための情報として、最新の農業をめぐる情勢や、農業委員に求められる役割などがよくまとめられておりますので、お持ち帰りいただきまして、時間のあるときにじっくりと読んでいただきまして、業務に役立てていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上9点になりますが、資料の漏れはなかったでございましょうか。

ないようですので、資料の確認は終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいですか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、4番、豊田幸司委員、13番、飯山敏行委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい、わかりました。

◎議案第14号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第14号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページになります。

議案第14号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）になります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇-〇、地目、田、地積、〇〇〇〇平米、仮換地後、〇〇街区〇画地、〇平米、〇〇-〇街区〇画地、〇〇平米、同じく〇〇〇字〇〇〇〇-〇、地目、畑、〇〇平米、〇〇-〇、畑、〇平米、用途地域は工業地域となります。〇字〇〇〇〇〇〇、地目、田、地積〇〇平米、〇〇、地目、田、地積〇〇平米、仮換地後、〇〇街区〇画地、〇〇平米、こちらの用途地域は第一種中高層住居専用地域となります。田合計で〇〇〇平米、畑合計、〇〇平米、合計〇〇〇平米、仮換地後、〇〇〇平米となります。土地所有者住所・氏名、〇〇番地〇、〇〇〇〇、買取り希望価格はご覧のようになっております。

場所のほうは、隣の2ページにございますように、〇〇〇〇〇の西側と東側、2カ所に分かれた2つの土地となります。これは先月の総会であっせんの希望があるかどうか問い合わせたところございまして、その後、買い取りの申し出があるという話は来ておりませんので、買い取りの申し出はなかったということで回答したいと思いますので、ご確認のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

特にございませんか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ご質問、ご意見等ないようでしたら、生産緑地の買い取り申し出がなかった旨の回答でよろしいでしょうか。

—— 委員より了承の声あり ——

○議長 それでは、議案第14号につきましては、買い取り申し出なしということでお願いいたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について4件、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について7件、報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出取下げについて1件、報告第5号 農地転用許可後の工事完了届について1件、続けて事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 （農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件、同法第4条第1項第7号の規定による転用届出について4件、同法第5条第1項第6号の規定による転用届出について7件、同法第5条の規定による農地転用届出取下げについて1件、農地転用許可後の工事完了届について1件説明、適切に受理したことを報告する。）

○議長 ただいま事務局より、報告第1号から第5号についての説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようですので、転用等届出受理報告は終わりとなります。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が3件、協議事項が1件、報告事項が2件ございます。

—— (公園みどり課職員入室) ——

初めに、依頼事項1件目、生産緑地地区の追加指定に伴う確認につきましては、担当の公園みどり課の職員に来ていただきましたので、説明をお願いしたいと思います。

○公園みどり課職員 皆さん、こんにちは。

公園みどり課長の小倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日ごろより農業委員の皆様におかれましては、公園緑地行政にご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

本日は、令和元年度の生産緑地地区の追加指定に係る調査について説明させていただきたいと思っております。

ここで、簡単に現在の本市の生産緑地の状況について申し上げますと、今年3月末現在では生産緑地数181地区、面積27.17ヘクタールで、昨年3月末の181地区、27.86ヘクタールと比べても、ほとんど横ばいという状況でございます。今後、長期的に見ますと、生産緑地地区につきましては、耕作ができなくなった等々の事情があつて、減少するという事とも言われております。また、農業を続けたいという方もおられまして、今年度につきましても4月に生産緑地の追加指定の募集を行いましたところ、5件の申し出がございました。それで、申請地が適正に管理されているか否かについて調査をお願いさせていただくものでございます。

詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○公園みどり課職員 皆さん、こんにちは。

担当の公園みどり課、有馬です。よろしくお願いいたします。

それでは、生産緑地地区の追加指定に伴う確認等について説明させていただきます。

まず、配付しましたお手元の資料の確認をさせていただきます。

資料－1ですが、クリップでとめてあるのを外しますと、資料1とほかの資料とに分かれますので、クリップを外していただいて資料1をご覧ください。

1ページ目は、令和元年度生産緑地追加指定申出一覧表になっております。

次の2ページ目から6ページ目までにつきましては、照会No.1について、順番に生産緑地地区追加指定照会調書、生産緑地地区追加指定位置図、参考図、現況写真を綴っています。

7ページ以降、照会No.2からNo.5についての資料になります。

そのほかに、ページを振っていない資料が2点ほどあります。1点目、生産緑地地区追加指定調査表になります。A4の1枚になります。それと、調査をお願いする5人の方には、さらに名前等が記載された照会調書と追加指定位置図、参考図、各1枚ずつ入れたものを配付してございます。

2点目につきましては、また同じようにA4の令和元年度生産緑地地区追加指定スケジュールでございます。

以上が資料となっております。資料等の漏れ等はないでしょうか。

それでは、説明に入らせていただきます。

資料1をお手元に置いていただきまして、まず、1ページ目の令和元年度生産緑地地区追加指定申出一覧表をご覧ください。

この表は、今年度の全部の生産緑地追加指定をしている内容等を表にまとめたものでございます。今回5件の申請がありました。左から、照会No.、所有者の氏名、土地の所在、登記地目、地積、その他、担当委員が記入してあります。

追加指定につきましては、例年、申し出地の条件を勘案して、地区担当委員の方に農地の管理状況等について調査をお願いしておりまして、今年度も同様に考えております。割り振りにつきましては、申し出所有者の経営状況や申し出状況等を勘案した結果、No.1につきましては横山委員に、No.2につきましては渋谷委員、No.3につきましては、白倉委員、No.4につきましては小早川委員、No.5につきましては福岡委員に調査をお願いしたいと考えております。

次に、照会No.1の申し出について説明をさせていただきます。

2ページ目の生産緑地地区追加指定調査として、照会調書をご覧ください。これは土地の所在、地目（現況）、地積、その他を記載しています。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

生産緑地地区追加指定位置図となっております。

太い線の内側が、今回追加指定の申し出された申出地として記入しております。申出地につきましては、○○○○○○○○○○○○○○が、左下にありますけれども、その北東側に位置しております。①から④の数字、また矢印につきましては、写真を撮った方向、順番を示しております。

次の4ページ目をご覧ください。

4ページ目は、参考図として公図の写しとなっております。黒い太線の内側が、○○○字○○の○○番地で、こちらが申出地となっております。面積は○○平米で、指定要件の300平米を超えることから、追加指定をするものです。

続きまして、5ページ目、6ページ目をご覧ください。こちらは現況写真図となっております。現況は耕作地でありまして、きちんと畑として運用しております。

なお、今回の6ページの④の写真につきましては、本年3月から運用しています八潮生産緑地地区追加指定基準細則におきまして、指定要件、道路等の中に、水路にふたをかけ、一般通行となっているものが該当することになったということになりましたので、道路等に該当する初めてのケースかと思えます。水路にふたをかけて一般の人が通行可能となっている状況を撮ったものですので、直接、今回の申請地の現況とは関係ないですが、追加写真として載せさせていただきました。

続きまして、照会No.2について説明いたします。

7ページ目の生産緑地地区追加指定照会調書をご覧ください。

これも照会No.1と同じく、土地の所在、地目（現況）、地積、その他を記載しております。続きまして、次の8ページをご覧ください。

生産緑地地区追加指定位置図となっております。申出地につきましては、〇〇〇〇〇〇の北側に位置しております。①から④の数字につきましては、照会No.1と同じように写真を撮った方向及び順番を示しております。また、隣接する八潮〇号の生産緑地の位置を示しているものが南側となっております。

9ページをご覧ください。

9ページは、No.1と同じく、参考図としまして公図の写しとなっております。境界線の上の黒い線の内側が〇〇〇字〇〇〇番地の一部が申出地となっております。申出地が一部申請となっておりますので、今回の申請の生産緑地部分につきましては、杭を入れまして生産緑地以外の部分と分けております。また、申出地につきましては、隣接する八潮〇号生産緑地と一団とみなされることと、面積が〇〇平米ですので、指定要件300平米を超えることから、追加指定するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページにつきましては、こちら現況写真となっております。現況は耕作地でありまして、畑として運用されております。

続きまして、No.3について説明いたします。

12ページの実産緑地地区追加指定照会調書をご覧ください。

これも、土地の所在、地目（現況）、地積、その他を記載しております。

続きまして、13ページをご覧ください。

13ページの生産緑地地区追加指定位置図です。申出地につきましては、〇〇〇〇〇の北側に位置しております。写真のNo.3の生産緑地追加指定箇所の写真は15、16となっております。隣接して八潮南部第〇号の生産緑地があります。

続きまして、14ページをご覧ください。

14ページは参考図となっております。左のNo.3の生産緑地箇所が今回の申請地となっております。こちらは、八潮市〇〇〇字〇〇〇〇番地の〇、〇〇番の〇、〇〇番の〇が申出地です。申出地が隣接する八潮南部〇号生産緑地地区と一団とみなされることと、面積が〇〇〇平米でありますので、指定要件の300平米を超えることから追加指定するものとなります。

なお、〇〇〇〇〇土地地区画整理事業の地内に位置しておりますが、こちら、従前地で指定するものでございます。

15ページ、16ページは現況写真ですけれども、方向につきましては、現況の畑を順番に撮った写真となっております。

続きまして、No.4について説明いたします。

17ページをご覧ください。

17ページ目の生産緑地地区追加指定照会調書につきましては、昨年、申請した申出地の一部変更をしています。土地の所在、地目（現況）、地積、その他を記載しております。

次に、18ページの実産緑地地区指定位置図をご覧ください。

申出地につきましては、右側にある〇〇〇〇〇〇の南西側に位置しております。①から⑥の数字につきましては、写真を撮った方向と順番を示しております。

次の19ページをご覧ください。

19ページは参考図となります。公図の写しとなっております、黒い線の内側が申請地です。〇〇字〇〇〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番の〇、〇〇番、〇〇番の〇の一部が申出地で、面積は〇〇〇平米であり、指定要件の300平米を超えることから、追加指定するものがございます。なお、〇〇〇〇〇土地区画整理事業区域内ではありますが、従前地の指定となっております。

続きまして、20ページから22ページまで、3枚ほど現況写真となっております。現況につきましては、耕作しており、畑として運用されております。

最後に、No.5です。23ページ目をご覧ください。

23ページの生産緑地追加指定調書は、昨年度申請した内容と同様となっております。土地の所在、地目（現況）、地積、その他を記載しております。

24ページの生産緑地追加指定位置図をご覧ください。

申出地が〇〇〇東側に位置してまして、申出所有者の自宅の南西側に位置しております。①から⑧の数字と矢印につきましては、同じく写真と撮った方向及び順番を示しております。また、隣接する〇〇-〇号の生産緑地地区の位置を右側に示しております。

次に、25ページをご覧ください。

25ページは参考図となっております。〇〇〇〇〇土地区画整理事業の仮換地図となっております。〇街区〇画地、面積が196平米で今回申請となっておりますが、東側に隣接する八潮〇〇-〇号の生産緑地地区の〇〇平米を一団とみなすことで、指定要件の300平米を超えることから、追加指定するものであります。

続きまして、26ページから27ページは、現況写真となっております。

28から29ページは、今、生産緑地となっている八潮〇〇-〇号の現況写真となっております。現況につきましては、耕作地となっております。

配付した資料1の説明を以上で終わらせていただきます。

次に、別添の資料、生産緑地地区追加指定調査表をご覧ください。この調査表は、調査担当者の皆様にご記入いただく用紙となっております。調査担当委員の方には、先ほどの白紙ではなく、所有者の住所・氏名が記入された調査表が添付されております。

調査表の記入箇所ですが、調査表の右側に農業委員さんの記入欄と書いてあるところがありますが、この3列に記入していただきます。その書き方ですが、3列の中のまず1列目です。現況の記入欄ですが、追加指定申し出箇所の現況を見ていただいて、畑であれば畑と記入していただければと思います。

2列目につきましては、農地として管理されていれば○、だめなら×ということですが、現況が農地として利用されていれば、当然○という形になりますので、現況と○×というのは連動する形になりますので、仮に耕作していない場合は、×になれば畑にはならないので、畑といえば○という形で調査表を書いていただきたいと思います。

3列目については、畑なので○を入れた場合でも、管理されている要件とか疑問点があれば、こちらのほうに記入していただければと思っております。

申しわけございませんが、生産緑地の追加指定表につきましては、現況を見ていただいて記入したものを8月16日金曜日までに、公園みどり課の窓口まで持ってきていただければと思います。都市農業課のほうにもし来られる場合は、公園みどり課でなくても、都市農業課へお出しいただいても結構です。よろしくお願いします。

なお、今回、5人の委員さんには個人情報が入った用紙を渡してありますので、取り扱いには留意していただければと思います。

最後に、令和元年度の生産緑地地区の追加指定スケジュールですが、こちらを見ていただければと思います。本日、農業委員会に依頼、今後、8月に現地調査の回答をもらった後、地権者さんの現状及び予定等の通知を行いまして、10月の広報、ホームページで都市計画変更案の縦覧のお知らせ、都市計画の変更縦覧の後に、11月に都市計画審議会を経て、12月に都市計画変更の告示、都市計画変更の地権者への通知を行いまして、来年3月に生産緑地地区の追加指定分の標識の設置する予定となっております。これが簡単なスケジュールとなっております。

以上、生産緑地の追加指定関係の説明を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございました。

ただいま生産緑地地区の追加指定に伴う確認について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

○6番（横山正和委員） 6番、横山です。現地は、トラクターとか、入れないです。周囲は宅地化されていて、道路にも面していないので、板をかけて行っています。周囲は耕運機がやっと入れるかどうかぐらいなんですよね。確かにきれいにはなっています。

○公園みどり課職員 それ草ぼうぼうとかではなくて、借りて、耕作がされていれば、先ほど担当も言いましたけれども、以前は、生産緑地は将来公共用地ということで、道路に面していないといけないということがございましたけれども、法の解釈が変わりまして、災害時の

一時避難地といった役割を持つために、道路ではなくても人が通れる通路があれば一つの生産緑地の接道として見ましようというのがございます。

○6番（横山正和委員） 現実問題として入れないですよ。ブロック3段積んであって。両方高いところの間に板を渡して、それで渡っている状況ですから。

○公園みどり課職員 ご覧いただいて、通れるようにとか、何かあれば言っていただいて、それもきちんと判断されるかなと。

○6番（横山正和委員） 写真の6ページにあるように、板を渡してあるところじゃないと通れないようになってるんですよ。ここから行くしかないんですよ、畑に。とりあえず、あいていて、ちゃんと畑がこういうふうにきれいになっているから、それだけ見れば要件上は通ると思うんだけども。

○議長 生産緑地と認める条件というか、規定みたいなものの確認なんですけれども、ちょっと教えてもらえますか。

○公園みどり課職員 生産緑地ですから、農地を耕作して収益を上げるというのも一つですね。しかし、生産緑地は、市民農園的なものも生産緑地で存続できる条件がございますので、必ずしもそこで収益を上げなくても、現況が農地として使われていれば、それは生産緑地として考えています。

○議長 農地として使われていなければだめなんですね。

○公園みどり課職員 そうですね、農地のなかに市民農園も含まれます。何か耕作されていて、農地に見えれば生産緑地です。

○議長 雑地に見えるような場所はだめですよ。

○公園みどり課職員 そうですね、雑地に見えちゃいますと。

○議長 農地としてもね。見えているのが雑地扱いに見えるようだとだめですよ。

○公園みどり課職員 はい。

○議長 そういう条件なんです。

○6番（横山正和委員） 確かにきれいですよ、知っていますけれども。

○議長 ほかに。

○7番（渋谷 稔委員） 7番の渋谷です。

3番の〇〇〇〇さんの土地なんですが、追加指定の場所というのが、ちょうどまだ区画整理の場所ですよ。従前地で、ここは確か〇〇〇〇から右へ曲がって、真っすぐ〇〇〇をくぐって、この通りが早くつくらなければならないという場所なんですよ。今までも、真っすぐ来ている道があるんですよ。〇〇〇から〇〇〇〇さんのところの〇〇〇さんに抜けるところの下の道が早目に閉鎖されて、この道は早くつくらなければならないという話なんですけれども、生産緑地を従前地で指定したことで、工事が遅れるとかいうことはないのでしょうか。

○公園みどり課職員　こちらにつきましては、区画整理事業者に相談してまして、使用収益が発生していないので、まずは従前地の指定はするんですけれども、将来仮換地指定を受けて、一括で生産緑地として使いたいということで、事業的な話も進んでいるということです。将来の移転先も含めて生産緑地を活用するために今回指定をしますので、農業を続けるから道路をつくらせないとか、そういう話ではなく、仮換地指定の話も、事業者としては進んでいるみたいなことは言ってました。

4番の〇〇さんにつきましても、今、〇〇〇〇〇の区画整理中で、公共用地に当たります。それについては区画整理のほうと協議してまして、道路を協力してやるということなので、道路用地に当たるハウスは、9月ころまでに撤去しますということです。生産緑地と道路について区画整理と協議して進めます。

○議長　ほかに。

○11番（福岡達則委員）　11番、福岡です。5番の件に関しまして、前回、何か指導はされたのでしょうか。

○公園みどり課職員　その際にご意見いただいたことは、当事者の方に説明はさせていただいて、今回こういう背景だから追加指定しませんということを言っております。今回も改めて出しているんです。前回の皆さんの意見等を踏まえて、やってくださいねということで。申請は受け付けだけはさせていただいています。今回につきましても、現地を確認させていただいて、前回みたいにまた皆さんからご意見いただけるのかなと思っております。農業をしているか、しっかり見ていただいて、みんなのご意見いただくこととなりますので、それまでにはきれいにしてもらって、私たちも皆さんにご審議いただく以上は、そうしてもらいように、特にほかにお持ちのところもきちんと整備しないと追加指定にはなりませんよというところは当事者にお話ししております。

○11番（福岡達則委員）　今、現状がどうかですよ。

○公園みどり課職員　確かに〇〇はそうです。

○11番（福岡達則委員）　先ほどおっしゃったけれども、果たして生産緑地としてどうか。

○公園みどり課職員　それは、お諮りしたところをしっかりと見ますので、それで直らないようであれば、どうか。

○11番（福岡達則委員）　毎回、写真撮るときにはきれいになるんですけれども。

○議長　これでいいのかなというのはあります。草取った後でも、そのまま残ってて。

○7番（渋谷 稔委員）　今、福岡委員が言ったように、例えばいつときだけやって、生産緑地指定をちゃんとしてもらって、そこまではいいかもしれないけれども、その後だよ。もしトラクターをかけているとか、そのようにしてあればいいかもしれないんですけれども、それもしない。かといって、農業委員会で、じゃ、1回、きれいになったから了承しま

すというのは、これはどうなのかな。その人のモラルを見ていくしかないかなって。

○公園みどり課職員 要は、ご審議いただいて、そこで判断いただければと思うんですけども。

○7番（渋谷 稔委員） ただ、前回の場合、福岡委員の現場を、ちょうど農地パトロールの前に僕見に行って、そうしたら、案の定、先ほど言われたとおり、ただ前の日にちょっと耕したり、腰の高さの草を耕した状態で、じゃ、生産緑地にしてくれと。これはちょっとひどいんじゃないかというので、反対をする意見が多く、結局だめになりました。その人が本来きちんと土地を管理できる能力があるのか、それが問題だと思うんです。

○議長 すみません、調査結果の協議は農業委員会であるんですか。

○事務局 前年と同じように9月頃あります。

○議長 じゃ、そのときにまたいろいろ聞きます、渋谷委員の話は。この後、調査結果の協議がありますので、そのときに話し合しましょう。

あと、担当の小早川委員さんは質問ないですか。

○2番（小早川喜一委員） 別に。

○議長 ないですか。

○2番（小早川喜一委員） ここは、ハウスは壊してあるのですか。草が生えていても人手が足りないけれどやる気は十分ありますから。

○議長 それでは、地区担当の調査担当になった委員さんに、厳しい目で調査してもらって、やっていただきたい。

○6番（横山正和議員） これ。いつまでに提出ですか。

○公園みどり課職員 8月16日までに提出をお願いします。

○議長 よろしいですか、追加指定の調査につきましては。

続きまして、公園みどり課さんに特定生産緑地の申請手続きについて、説明をよろしくお願いします。

○公園みどり課職員 それでは、お手元の資料の1-2をご覧ください

これはご存じだと思います。こちらの資料1-2につきましては、特定生産緑地ということで、平成4年度、生産緑地を指定したものが、令和4年に30年を迎えます。30年を迎える前に、特定生産緑地の指定に移行していくことにするか、もしくは30年を迎えますので、そこで買い取りの申し出をするのか、一つ判断をする時期が迫っているのですが、今回は、特定生産緑地を指定しますかどうかということ、申請の手続に関する説明会を、来週になるんですけども、7月31日水曜日、午後2時から4時で、もう一回が8月3日土曜日午前10時から12時、八潮メセナで実施いたします。こちらの通知につきましては、平成4年12月に生産緑地を指定した方に発送しております。ですから、文書自体、指定した方のところ

に発送させていただいております、お手元の資料の部分につきましては皆さん共通なんです、中に書いてあります図面とかは、その方々の土地に合わせた図面をつけてございますので、こちらのほうを当日お持ちいただいて、生産緑地指定の書き方をご案内をさせていただきたいというものでございます。ですから、内容は読まなくても、当日来ていただければ、大体書き方とかわかるようにという形にさせていただきます。

説明会の後、11月に受領会ということで、そちらの特定生産緑地の申請をするという方につきましては、必要な書類といたしましては、その書類（申請書）と、何か権利がついている方は同意書をとっていただくとか、そういったものもございますので、そちらをあわせて11月に受領会をしたいと考えております。

受領会が終わりましたらば、審査いたしまして、第1回目という形で来年6月ぐらいの審議会で意見聴取をして、7月、8月にかけて指定をしたいと考えております。

今回、出させていただいたのは、簡単に言えば第1回目ということで考えておまして、令和4年12月なんですけれども、令和4年3月末とか4月ぐらいに最終の締め切りをさせていただきますので、今回、お考えいただいて、まだ判断しかねるのであれば、もう一回、また時期を見て調査させていただきますけれども、とりあえず、特定生産緑地に申し込んで、令和4年12月の指定日、基準日を超えませんか効力は発生しませんので、その前に途中で事情があつて、やっぱりやめますと言っていたとしても、それはやめられますので、そういったものがある程度まだ期間がある中を、そういった手続もさせていただくというものでございます。

ですから、通知が行った方は郵便物を持って当日に来ていただければ書き方がわかるというものでございますので、ぜひともご参加いただき、もしくは農業委員さんのほうにご質問があれば、市のほうに、その封筒を持ってきてくれれば書き方がわかるという説明をしていたよと言っていたいただければ助かります。そういったことを来週やりますので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま特定生産緑地の申請手続きについて説明がありましたが、ご質問、ご意見ありますか。

よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、公園みどり課の職員の皆さん、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

—— 公園みどり課職員 退室 ——

○議長 次に、依頼事項2件目、平成31年度農家経営及び農地利用状況に関する調査について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 来月8月1日を基準に、ご回答いただきます農地利用状況調査のお知らせになります。

事前に配付した資料2になります。

またこういう調査をやりますということで、対象の皆さんに送らせていただく書類を一通り今日用意させていただきました。

まず、最初のブルーの紙が願いの文書ということで、ここには、農地台帳を提出していただかないと、その後で各証明書を発行できないこともありますので、調査へのご協力をお願いいたしますと書いてあります。もし農業者の方から相談されたら、一言言っていただきたいと思います。

それで、8月22日までに提出ということでお願いする予定です。次のA3の調査記入用紙のほうをご覧ください。実際に皆さんに記入していただく調査用紙の記入例になりますけれども、基本的には、去年書いていただいた内容と、今年5月末現在の住民基本台帳、同じく今年1月1日現在の固定資産台帳、そういうものを含めて台帳をあらかじめ作成して記入してある状態なので、これを確認していただいて、違っているところは訂正して直して出してくださいという流れになります。

右上のほうの名前を書いて判子を押す欄なんですけれども、農地台帳というのが今はインターネット上で、個人情報を除いてある程度内容が公表されるんですけれども、その中で、自分の持っている農地について、貸したいとか誰かに売りたいとか、そういった意向についてインターネットで公表しても構いませんよというときに署名しては判子を押していただく欄となっています。自分は意向までは公表したくないという人は書かなくて結構です。

それと、もし聞かれたら注意していただきたいのは、表面の右下のほうにありますけれども、今後の経営意向と、経営規模を拡大していきたいのか縮小していきたいのか、これに加えまして、裏面のほうの所有する各筆ごとに、真ん中より右になりますけれども、今後の運用をどうするか。耕作する、管理する、貸したい、売りたい、あっせんを希望する、希望しないとかありますけれども、この今後の利用の意向だけは皆さんに書いていただくように、もし聞かれたらそのように対応していただきたいと思います。

それと、添付資料のほうは、最初に、黄色い紙で農業用機械導入などの購入費の一部を助成しますです。市の助成金のパンフレットで、毎年入れているものなんですけれども、昨年度と状況が違うのは、昨年度は市の予算が全体で180万円しかありませんでした。申請に来られた全員の方から180万の範囲内で割り振るしかなくて、基準額よりも大分低い額だったんですけれども、今年、この予算が倍額に増額されまして、360万になりました。なので、

昨年よりは少し手厚い補助ができるのかなと思っておりますので、もしほかの方でビニールハウスを張りかえたり、もしくは農業用機械を買われた方がいましたら、こういった補助がありますということをお伝えしていただきたいと思います。

1点、注意いただきたいのは、補助の対象となるのは、4月から12月までに支払いをしたものになります。1月以降は、出しても補助対象になりませんのでご注意ください。4月から12月までに支払ったものを、1月が申請締め切りになっています。1月末までに提出のあったものが補助されますので、よろしく願いいたします。

ほかの資料は、毎年入れているものですが、農業者年金のパンフレット、熱中症に注意してくださいというチラシ、農業用関連の事故に注意してください、それと国保から特定健診、がん検診受けましょう、といった内容です。また、今日皆さんのところには入れておりませんが、返信用の封筒も入っておりますので、提出は返信用の封筒に調査用紙を入れて返送していただく形になっております。

○**事務局長** 本日、皆さんに配布したものではありませんが、返信用封筒が入っておりますので。

○**事務局** それで、また申しわけないんですけれども、100%回収というわけにはいかないと思いますので、未回収の部分については、また担当の地区の委員さんをお願いしたいと思いますので、8月の総会をお願いすることになりますけれども、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○**議長** 次に、協議事項1件目、令和元年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について、事務局より説明をお願いします。

○**事務局** 資料3のほうになります。

毎年8月末に羽生のほうで開催されております研修会です。8月29日午後1時半からとなります。こちらを出発するとなると、11時過ぎぐらいになるかと思います。詳しくは来月の総会でも間に合いますので、時間はそのときまたはっきりさせたいと思うんですけれども、事務局のほうで送迎していく車の都合で5名までとなりますので、8月29日の研修会に参加可能な5名の方を今日決めていただきたいと思います。

また、5名に入らなかった方は、この先、秋頃に埼玉地方協議会の研修が、恐らく今度は三郷になるのかなと思うんですけれども、そちらで研修がありますので、5名に入らなかった方は、そちらのほうに行っていただきたいと思います。ということで、行ける5名の方、本日確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**議長** それでは、8月29日、羽生市産業文化ホールで研修会がありますが、参加できる方、手を挙げてもらえますか。もう1人いませんか。

○**7番（渋谷 稔委員）** 去年行った人とか。

○**議長** 去年行ったのは、私と代理と豊田委員、渋谷委員、恩田委員でしたね。

この時期、新人研修もありましたよね。もし希望者がいなかったら、私行きますけれども。

じゃ、もう一度お願いします、行ける方。（福岡委員、小倉委員、飯山委員、新井委員挙手）それでは、私と5人で行きましょう。

○事務局 わかりました。

○議長 どちらにしても、10月か11月ぐらいで埼葛協議会のほうの研修会もありますので、そちらのほうに、残りの方全員で。でも、仮に三郷だと各自で行けますし、埼葛研修は何人でも行けますので。

○事務局 必要なら事務局でも車を用意します。

○議長 それでは、そのようにお願いしたいと思います、8月29日に行かない方ね。

参加予定になった委員の方、お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

次に、報告事項1件目、八潮市農産物放射能濃度測定結果（7月分）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 では、資料4をご覧ください。

農産物放射能濃度測定結果（令和元年7月）、今回は農業委員会の新井委員のご協力により測定しております。

採取日、7月2日、測定品目、ジャガイモ、露地、八條地区のものになります。放射性ヨウ素、放射性セシウムCs-134、Cs-137、いずれも不検出となっております。

以上です。

○議長 次に、報告事項2件目、八潮の夏だ！夜市だ！盆踊り大会だ！2019について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元のチラシのほうをご覧ください。

令和元年7月26日金曜日、農商工連携ということで、主催が八潮市観光協会になりますが、第8回八潮の夏だ！夜市だ！盆踊り大会だ！の開催が予定されております。今回から一日の開催になりまして、右下のほうに八潮夜市ということで、八潮市農産物直売所さんが出店しまして、枝豆感謝祭を同時開催、とれたての枝豆や地場野菜の販売などを行う予定となっております。天候のほうがどうなるか心配なところですが、以上、案内です。

○議長 次に、依頼事項3件目、守秘義務の徹底について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料5をご覧ください。

これは市の総務部長から、所属長あてということで、庁内の文書でございまして、皆様におかれましても特別非常勤職員ということでございまして、改めてご案内させていただくものでございます。

中にございますように、市民の方から土地の売買に関する情報を市の職員が漏らしているという苦情があったということです。そのようなうわさが出たということでありましたので、

総務部長から各所属長宛てに、徹底してほしいということで、中段にあります、「公務員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らすことは許されない」ということが書いてございます。これは、農業委員の皆様におかれましては同じ立場になっているということで、改めてご案内させていただきます、委員会の中身については守秘義務ということがございますので、改めて周知させていただくものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長 議案の内容、報告の内容などは漏らさないようにお願いします。

最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和元年8月26日月曜日午後2時より、こちらと同じ第二会議室で行います。8月26日月曜日です。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 それでは、最後に皆さんから全体を通して何かありましたら、お願いします。

特にないようでしたら、これで議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆様ご協力、ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては、慎重審議いただきまして、まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会のことばを小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理 お暑い中、7月総会にお集まりいただきまして、ありがとうございました。

冒頭で会長が挨拶したように、西日本のほうでは梅雨が明けたようでございまして、関東ですが、こちらでも週明けには梅雨も明けるかと思えます。何しろ今年は日が出ないので、それが農作物に大変な影響を与えて、農作物ではなくて、各ご家庭の中で主婦の方も洗濯物に困るということで、コインランドリーが盛況であったようでございます。植物は順化させますよね。人間もこれから暑さに順化させて、今年の夏も乗り切っていただければと思います。これにて7月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、事務局からなんですけれども、まだ台風にはなっておりませんが、接近するおそれがあるということで、週末にまた台風が来るかもしれません。その際、昨年台風24号で、先ほど黄色いアラシもありましたけれども、被害が出た場合、またビニールハウスの張りかえとか、いろいろ出てくるかと思えますので、また委員の皆様におかれましては、そういう

被害が出た場合には被害の情報を提供していただければと思いますので、ご協力のほうをお願い申し上げます。

あと、明日、夜市の件でございますけれども、先ほどお話がありました、ただいま夜市の実行委員会の中では、今日も一回話が出まして、とりあえず、やる方向で進んでいます。明日のお昼に、再度実行委員の会長を含め皆さんに集まっただきまして、天気予報の状況を見ながら再度検討して、お昼までには判断するというので、参加する方々、委員の方には準備があるので、午前中に会議を行ってお昼までには判断するという事です。予備日も次の日ということでなかなか難しいところもありますので、どうかご理解いただければと思います。

それでは、これにて散会とさせていただきます。

本日はどうも大変ありがとうございました。

閉会 午後5時10分